

支部長任務遂行の手引き

2013年 7月
広島大学教職員組合
書記局

(注) 支部によれば記載されている事項以外にも課題が有ったり、あるいは、この記載事項は他の支部役員等と分担して行なったり、といった違いがありますので、その辺りは柔軟にご活用下さい。

1. 支部規約等に基づく支部運営

(1) 支部規約等に基づいて、支部総会、支部役員会、支部懇談会等を開催する。

●支部役員会の位置付け (2010年8月31日執行委員会)

支部役員会は、支部連絡会議後に設定。また、書記局からも必ず参加。

①支部連絡会議の報告とその問題・課題等の共有化

②支部連絡会議報告を受けた方針・課題等の具体化に関する討議と支部に於ける対応方針の決定

③支部に於ける問題・課題等の提出と討議

④支部の全体状況の共有化

(2) 支部運営における問題・課題等を整理し、必要な会議へ諮り、または、決裁する。

(3) 支部の収入、支出に関して必要な決裁を行なう。

(4) 支部が所在する大学部局との窓口機能を果たし、また、必要な交渉や懇談等を行なう。

(5) 支部長を交代する場合には、新部長へ支部における問題・課題及び現金預金等の保有資産や管理書類等を引き継ぐ。

●組合規約 第6章 支部

第26条 学部・研究科・部局等の職場・職域の実態に即して、支部を置くものとする。

2 支部の設置および廃止は、大会で決める。

第27条 組合員は何れかの支部に所属するものとする。ただし、職場・職域に支部が設置されていない組合員は、組合本部支部に所属するものとする。

第28条 各支部に、支部長を置く。支部長は各支部において選出し、執行委員会に届け出るものとする。

第29条 支部の運営については、この規約の趣旨に則り、各支部が定めるところによる。

2. 支部組合員等との関係における任務

(1) 支部における組合未加入者への加入勧誘を中心に行なう。

加入の勧誘に使用する「組合の概要説明や加入申込書等」は、書記局から配布します。

(2) 支部における組合への新規加入及び組合からの脱退を受け付け、書記局へ報告する。

●組合規約第31条

第31条 この組合に加入または脱退しようとする者は、支部長に届け出るものとする。ただし、特段の事情がある場合は執行委員長に届け出ることができる。

- ①新規加入の場合は、加入申込書の送付方法等により書記局が受け付け、支部長へ報告する場合があります。
- ②脱退の受け付けについては、脱退の理由等を確認し、できるだけ思いとどまるように説得を行なって下さい。その結果、やはり脱退するとなった場合には、書記局宛に氏名、脱退理由等を連絡して下さい。

●組合規約細則第2条第2項

2 組合員の資格は、加入届を受け、執行委員会で承認されたときから始まり、執行委員会で脱退が認められた日の直近の組合費引き去り手続き可能日に終わる。

●自由脱退について（2010年9月30日執行委員会）

「脱退の自由」は大前提です。ただし、脱退を思い直すように働きかけることや形式的な事務手続きまで否定するものではありません。したがって、「脱退が認められた」（規約細則）との用語については、形式的な確認の意味としてご理解下さい。

- (3) 期中または年度末において、支部組合員の異動・退職等の変動を把握した場合には、該当者の氏名及び変動内容等を書記局へ連絡する。（把握できた範囲で可）
- (4) 支部組合員に対して必要な情報の提供、連絡、広報、意見の集約等を行なう。

3. 組合本部との関係

- (1) 組合本部（書記局）との間の窓口機能、連絡・調整を行なう。
- (2) 支部連絡会議員とともに、支部連絡会議へ出席する。

支部連絡会議は毎月の執行委員会後に開催します。支部から最低1名（代理を含む）は出席して下さい。

●支部連絡会議の位置付け（2010年8月31日執行委員会）

- ①執行委員会議事の報告とその問題・課題等の共有化
- ②執行委員会報告を受けた課題等の具体化に関する討議と対応方針の決定
- ③各支部よりの問題・課題等の提出と討議
- ④各支部の状況の共有化

- (3) 本部役員候補、大会代議員、支部連絡会議員（支部長＋1名）、支部役員体制を組合本部（書記局）へ報告する。

なお、本部役員候補を選出するにあたっては、支部組合員へ本部役員候補に立候補する権利がある旨を広報し、支部組合員自らの立候補を可能とする手続きを経て下さい。したがって、仮に候補枠を超える立候補者があった場合には投票等によって決定することが必要になります。

●組合規約細則

第12条 規約第17条の組合役員の候補者は、各支部より選出する。（後略）

第13条 各支部長は、各支部において、前条に定める組合役員候補者を毎年5月末日までに、支部長、

大会代議員および支部連絡会議員を6月末日までに選出し、委員長に報告する。

(4) 支部活動援助金の支部長名での申請を行なう。

支部活動援助金の申請は支部長名で行ないます。

●支部活動援助に関する規程

第2条 各支部が、組合員の親睦及び連帯を強化する目的で活動する場合には、1件につき組合員一人当たり200円を援助し、組合員数は当該年度5月1日の支部在籍者数とする。ただし、計算した金額が実費を上回ったときは、当該実費を援助金額とする。

2 前項にかかわらず、一年度における一支部への援助金額の合計は、5万円または当該年度5月1日の支部在籍組合員数に200円を乗じた金額のいずれか大きい金額を限度とする。

3 第1項の援助を受けようとする場合には、支部長は、原則として、当該活動後3月以内に支出費用証明資料を添付して執行委員会へ申請しなければならない。

4. 添付規則等

(1) 組合規約

(2) 組合規約細則

(3) 組合費規定、組合費規定に関する内規

(4) 組合員の所属支部基準等について

(5) 支部活動援助に関する規程、支部活動援助金に関するガイドライン

(6) 組合員からの個別相談に関する対応ルールについて

(7) 契約職員サポート体制と支部契約職員担当者の設置について

(8) 組合メーリングリストを利用した情報配信希望への対処基準

(9) 組合活動に関する労働協約

(10) 団体交渉に関する労働協約

以上